

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第6回 契約』 ～委託契約における知的財産の取扱い～

【相談内容】

当社(X社)は、精密機械部品の加工が主な業務で、高い評価を受けています。得意先であるY社より半導体部品の開発・製作を委託されました。Y社より提示された委託契約書では、「開発に伴う知的財産はY社に帰属する」「部品の量産はY社が自由にできる」等、当社にとって不利な内容になっています。Y社は大切な顧客でもあり、この開発を受託するだけでなく、その後の受注にも繋げたいと考えています。Y社に対し、委託契約書の変更を求めることはできるでしょうか。

【お答え】

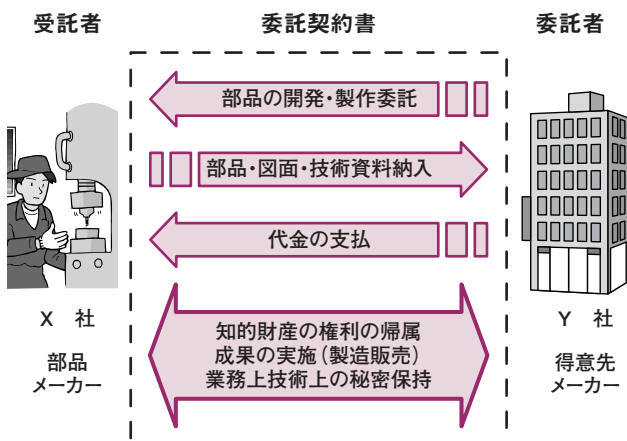
知的財産の権利の帰属や部品の量産化については、受託業務を開始する前にY社ときちんと打ち合わせをして、双方が納得できる内容を具体的に契約書として取り交わしておくことが大切です。詳細を後から決めようとするのはトラブルの元です。

Y社に納入する部品や図面、技術資料には、開発したX社の重要な技術やノウハウが含まれています。受託業務の過程で得られた知的財産は、図面等の著作権も含めて原則として開発者であるX社に生じます。Y社は、業務を委託するのだから、費用負担するのだから、という理由で一方向的に権

利を主張することもあります。X社としては、これは法的(独占禁止法の指針)に問題となる恐れがあることを説明し、「共有を原則として帰属を協議する」との内容に修正を求めましょう。

開発部品のその後の事業化は受託業務とは別問題ですが、できればX社が優先して受注できるように契約しておくべきです。X社が優先するためには何よりも、X社が開発部品について独自技術を保有しているか否かが大きく影響してきます。

得意先に対しては、将来の取引を失うことを恐れて正当な主張を控えてしまう場合もありますが、X社は自社の知財意識の高さをPRするうえでも、自社技術に自信を持って、堂々と主張すべきは主張していきましょう。



なお、知的財産に係わる契約についての具体的なご相談は、下記窓口へご連絡ください。

担当 知的財産アドバイザー
福永 伸朋



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター